



令和 7 年 9 月 1 6 日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

国道225号「異常気象時における事前通行規制区間」 **川辺地区の雨量による「事前通行規制区間」を解除します**

鹿児島国道事務所が管理する一般国道225号川辺地区については、昭和46年から事前通行規制区間として設定しておりましたが、令和7年9月16日(火)から異常気象時における事前通行規制区間を解除しますので、お知らせします。

【規制区間の設定解除】

国道225号川辺地区においては、昭和46年から現在まで、連続雨量が規制基準200mmに達した場合に通行止めを実施していましたが、対策工事が完了し、また、これまで規制基準を超過した雨量でも災害が発生しなかったことから、学識経験者の見解も踏まえ、規制を解除しても交通の安全に支障がないと判断したものです。

◆対象区間

国道225号 鹿児島市 ひらかわちよう 平川町 はせざこ 長谷迫～鹿児島市 しもふくもとちようかげはら 下福元町 影原 (延長3.8km)

◆規制基準（雨量）

「連続雨量200mm」から「規制基準なし」に変更

◆備考

「雨量による事前通行規制」は解除となりますが、「積雪」や「災害」等により通行止めとなる場合があります。

問 い 合 わ せ 先

◆国土交通省 九州地方整備局

鹿児島国道事務所

技術副所長

古賀

尚永（こが たかのり）

管理第一課長

平嶋

元治（ひらしま もとはる）

管理第二課長

服部

浩一（はっとり こういち）

TEL：099-216-3111（代表）



一般国道225号 川辺地区

鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原

